

令和6年度鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日
告示第222号

1 目的及び交付

市長は、本市の産業振興を図るため、本市の中小企業者等が行う、経済情勢・経営環境の変化に対応するための積極的な新分野展開等支援事業、生産設備等導入事業及び新製品開発支援事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- (2) 前号に準ずるものとして市長が特に認めるもの

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、経済情勢、経営環境等の変化に対応するための次に掲げる事業で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条の規定により経済産業大臣の認定を受け経営革新等支援業務を行う者及び公益財団法人庄内地域産業振興センターのいずれか（以下「認定支援機関等」という。）からその計画内容の確認を受けたものとする。

- (1) 新分野展開等支援事業 新分野展開、業種・事業転換等の取組を通じた事業規模の拡大等に要する事業
- (2) 生産設備等導入事業 既存設備の効率化又は生産能力の向上に資する機械設備等を導入する事業
- (3) 新製品開発支援事業 事業化を目的とした製品開発又は既存製品の改良及び過去1年以内に開発した新製品の販路開拓事業

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

5 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金計画書（様式第1号）
- (2) 認定支援機関等確認書（様式第2号）
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書の写し（申請日から起算して過去3月以内のもの）
- (4) 個人事業者にあっては、事業所の場所が確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）
- (5) 役員名簿
- (6) 市税納付状況の照会に係る届出
- (7) その他市長が必要と認める書類

6 交付の決定に係る意見聴取

市長は、補助金の交付を決定するに当たり、学識経験者等の意見を聴くものとする。

7 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

8 実績報告書

実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日とする。

9 財産の処分制限

補助事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、処分を制限するもの（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とし、処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

10 処分制限財産の処分の手続

補助事業者は、処分を制限する期間内に処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業取得財産の処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該承認に係る財産を処分することにより補助事業者に収入があったときは、市長は、承認をした補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納入させることができるものとする。

11 交付の制限

同一の補助対象者に対する補助金の交付は、一会計年度につき1回に限るものとする。

12 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和11年度の末日までとする。

13 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4項関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 新分野展開等支援事業	機械装置・工具器具費、委託費・共同研究費、外注加工費、専門家謝金・旅費、市場調査費、広告宣伝費、その他市長が必要と認める経費（消費税を除く。）	2分の1以内	100万円 （設備投資を伴わないものは上限30万円）
(2) 生産設備等導入事業	機械装置・工具器具費、原材料費、委託費・外注加工費、その他市長が必要と認める経費（消費税を除く。）	2分の1以内	100万円 （設備投資を伴わないものは上限30万円）
(3) 新製品開発支援事業	原材料費、機械装置・工具器具費、委託費・共同研究費、外注加工費、専門家謝金・旅費、市場調査費、会場設営費・出展費、広告宣伝費、その他市長が必要と認める経費（消費税を除く。）	2分の1以内	100万円 （設備投資を伴わないものは上限30万円）

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。